

食安輸発0306第1号
平成27年3月6日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産及び中国産二枚貝の下痢性貝毒)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成27年3月4日付け食安輸発0304第1号）にて通知したところです。

今般、平成27年3月6日付け食安発0306第2号「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」により、下痢性貝毒の規制値が改正され、また、平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」により検査法が通知されたことから、上記通知の別表1を下記のとおり改めるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、ホタテガイ及びその加工品にあつては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間、輸入者に対し自主検査を指導することとしますのでよろしく申し上げます。また、検査命令を開始する日については、別途連絡することとします。

記

1. 韓国の項中、

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|----------------------------|----------------------------------|----------------|-------------|--|--|
| 二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。） | 別途指示す韓国政府が発行した原産地証明が添付されている者を除く。 | 麻痺性貝毒 下痢性貝毒 | 別表2の5によること。 | 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」によること。 | 規制値（麻痺性貝毒：4MU/g、下痢性貝毒：0.05MU/g）を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。 |

を

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|----------------------------|----------------------------------|----------------|-------------|---|---|
| 二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。） | 別途指示す韓国政府が発行した原産地証明が添付されている者を除く。 | 麻痺性貝毒 下痢性貝毒 | 別表2の5によること。 | 麻痺性貝毒： 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。 下痢性貝毒： ホタテガイについては、平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」に、その他の二枚貝については、昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」によること。 | 規制値（麻痺性貝毒：4 MU/g、下痢性貝毒：ホタテガイについては0.16 mgOA当量/kg、その他の二枚貝については0.05 MU/g）を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。 |

に改める。

2. 中国の項中、

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|----------------------------|-----------------------------------|----------------|--|--|--|
| 二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。） | 淡水産であることを示す中国政府の証明処が添付されているものを除く。 | 麻痺性貝毒 下痢性貝毒 | 麻痺性貝毒については別表2の5に、下痢性貝毒については別表2の6によること。 | 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」によること。 | 規制値（麻痺性貝毒：4MU/g、下痢性貝毒：0.05MU/g）を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。 |

を

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|----------------------------|-----------------------------------|----------------|--|---|--|
| 二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。） | 淡水産であることを示す中国政府の証明処が添付されているものを除く。 | 麻痺性貝毒 下痢性貝毒 | 麻痺性貝毒については別表2の5に、下痢性貝毒については別表2の6によること。 | 麻痺性貝毒： 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。 下痢性貝毒： ホタテガイについては、平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」に、その他の二枚貝については、昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」によること。 | 規制値（麻痺性貝毒：4 MU/g、下痢性貝毒： <u>ホタテガイについては0.16 mg0A当量/kg、その他の二枚貝については0.05 MU/g</u> ）を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。 |

に改める。